

各 位

2015年5月15日

会 社 名 リゾートトラスト株式会社 代表者名 代表取締役社長 伊藤 勝康 コード番号 4681 東証・名証第一部 問い合わせ先 執行役員 経営企画・IR部長 相 川 千 絵 電 話 052-933-6519

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年6月26日開催予定の第42回 定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2015 年4月17日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示を しておりますとおり、2015年6月26日開催予定の第42回定時株主総会において、「定款一部変 更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。
- (2) 非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任限定契約の規定を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所有の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日: 2015 年 6 月 26 日 (金) 定款変更の効力発生日: 2015 年 6 月 26 日 (金)

以上

(下線は変更部分を示します。)

#### 現行定款

#### 第1章 総則

#### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

#### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は<u>20</u>名以内とする。 (新設)

#### (取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② (省略)
- ③ (省略)

#### (取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。

## (新 設)

② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。

# 変 更 案 第1章 総則

## (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(削除)

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は25名以内とする。

② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

## (取締役の選任)

第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と</u> <u>それ以外の取締役とを区別して、</u>株主 総会において選任する。

- ② (現行どおり)
- ③ (現行どおり)

#### (取締役の任期)

第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び</u> <u>各監査役</u>に対し、会日の2日前までに 発する。ただし、緊急を要するときは、 この期間を短縮することができる。

(新 設)

(取締役会の決議の省略) 第26条 (省略)

(取締役会規則)

第<u>27</u>条 (省略)

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上 の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、 株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を 短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によっ て重要な業務執行(同条第5項各号に 掲げる事項を除く。)の決定の全部また は一部を取締役に委任することができ る。

(取締役会の決議の省略)

第27条 (現行どおり)

(取締役会規則)

第28条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第<u>29</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、<u>監査等委員である取締役</u> とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

#### の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

> ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠 として選任された監査役の任期は、退任 した監査役の任期の満了する時までと する。

#### (常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監 査役を選定する。

## (監査役会の招集通知)

- 第34条 <u>監査役会</u>の招集通知は、<u>各監査役</u>に対し 会日の3日前までに発する。ただし、緊 急を要するときは、この期間を短縮する ことができる。
  - ② <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催する ことができる。

### (監査役会規則)

第<u>35</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本 定款のほか、<u>監査役会</u>において定める 「監査役会規則」による。

#### (監査役の報酬等)

第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議に</u> よって定める。

## (監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第38条~第41条 (省略)

(削除)

(削除)

#### (監査等委員会の招集通知)

- 第 31 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、<u>各監査等 委員</u>に対し会日の3日前までに発する。 ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
  - ② <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u> を開催することができる。

#### (監査等委員会規則)

第 32 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める「<u>監査等委員会規則</u>」による。

(削除)

(削除)

第6章 計 算

第33条~第36条 (現行どおり)